

事業実施・助成ガイドライン細則3 初動対応にかかる措置

(事務局の対応開始)

第1条 事業実施・助成ガイドライン第4条の出動基準に則り、事務局は対応を開始する。

2 被災規模が明確でない場合、以下に定める基準を勘案の上、対応を開始する。

1) 地震の場合

- ・ マグニチュード (リヒター・スケール) : 7.0 以上
- ・ 震源の深さ : 35 km 以内
- ・ 人口 : 震源から 100 km 以内の人口が 50 万人以上

2) 台風、ハリケーン、サイクロンの場合

- ・ サファー・シンプソン・ハリケーン・スケール (※) : 4.0 以上

※ サファー・シンプソン・ハリケーン・スケールとは、ハリケーンの強度を測定する際に使用される国際基準。このスケールは、大西洋と北太平洋(日付変更線以東)で発生するハリケーンのみを対象としたものであり、その他の地域で発生する「サイクロン(cyclones)」や「タイフーン(typhoons)」を対象とするものではない。

※ ハリケーンの強度は大まかに三段階 (Tropical depression, Tropical storm, Hurricane) に分けられ、さらに三段階目の Hurricane の強度はカテゴリー 1 から 5 までに区分されている。区分の基準は風速 (mph もしくは km/h) と風力によってもたらされる潮の高さ (ft/m) である。

(情報収集)

第2条 事務局と加盟団体は以下の情報の共有に努める。

1) 自然災害被災者支援(災害規模と対応状況)

- ・ 災害の発生地、規模
- ・ 現地政府の声明、国際援助機関・組織の対応状況、日本政府の対応
- ・ JPF 出動基準による該当状況と JPF 参加団体の対応状況

2) 人道支援(人道支援の必要性和対応状況)

- ・ 人道危機の状況
- ・ 現地政府の声明、国際援助機関・組織の対応状況、日本政府の対応
- ・ JPF 参加団体の想定している支援の全体像(出口戦略まで)
- ・ 各団体の支援計画(内容、財源、体制、安全対策)

(即日出動)

第3条 海外で大規模自然災害が発生した場合、要領2「即日出動」に則り、事務局長は即日出動を判断し、決定する。

2 即日出動が決定された場合には、要領2「即日出動」に則り、出動する。

3 即日出動の決定に関わらず、本細則第8条以降の措置は進めるものとする。

(出動の発議)

第4条 出動の発議を行う場合は、発議者は事務局と調整の上、以下の要素を記載した様式「出動趣意書」をコア・チームに提出する。

(1) 現地被災状況 : 災害規模や被害状況について情報根拠を明示して記載

(2) 各国政府、国際機関・NGO 等による支援状況について情報根拠を明示して記載

- ・ 国際社会に対する支援要請に関する被災国政府の方針
- ・ 国連緊急アピールや、国際NGOの現地での支援着手状況
- ・ 日本国政府・機関の対応方針として外務省、JICAの支援方針

- (3) 支援ニーズ：その時点で確認されている支援ニーズと想定される今後の支援ニーズの動向を、その判断の情報根拠を明示して記載
- (4) 事業展開の想定：JPF 加盟団体の対応状況と、申請団体としての今後の支援方針を記載

(コア・チームの招集)

第5条 出動の発議を受けて、JPF 事務局長はコア・チームを招集し、初動対応の有無、対応方針（期間、資金等）を常任委員会に答申する。

(出動及び対応方針の決定)

第6条 常任委員会は、コア・チームの答申を受けて、出動及び対応方針を審議する。

(初動対応の活動)

- 第7条 事務局は、初動対応として以下の活動をおこなうことができる。また、加盟団体は、以下の活動のうち(1)、(2)の活動をおこなうことができるが、事務局がおこなう(3)以降の活動についても協力する。
- (1) 緊急人道支援活動
 - (2) 調査活動
 - (3) 調整活動
 - (4) 広報活動
 - (5) 募金活動
 - (6) その他、ジャパン・プラットフォームの活動に必要と認められる事業
- 2 加盟団体による緊急人道支援活動が行われなかった場合には、常任委員会は当該事業特定寄付金の有効な活用について決議することができる。

附則

1. この細則は、2011年度第2回常任委員会の議決により改正し、2011年6月1日より施行する。これに伴い、要領1「初動対応要領」(2008年2月12日施行)、附則2「ジャパン・プラットフォームによる初動対応の開始」(2006年度第5回評議会にて確認)は廃止される。
2. この細則は、2012年度第12回常任委員会の議決により改正し、2013年4月1日より施行する。